

## 障害者控除対象者認定事務取扱要領

この要領は、所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第10条及び地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第7条又は第7条の15の11に規定する「障害者」及び「特別障害者」の認定事務について、必要な事項を定めるものとする。

- 1 障害者控除対象者認定を必要とする者は、社会福祉事務所長（長寿介護課）に「障害者控除対象者認定申請書」（様式第1号）（以下「申請書」という。）を提出するものとする。
- 2 申請者の範囲は、障害者控除対象者本人（以下「対象者」という。）、対象者の同居家族及び対象者の扶養者とする。申請者以外の者が申請手続きをする場合は、申請者の委任状を必要とする。
- 3 申請書を受理した時は、別表「障害者控除対象者の認定基準」（以下「認定基準」という。）に基づき、その内容を審査し、該当する者に対しては、「障害者控除対象者認定書」（様式第2号）（以下「認定書」という。）を交付する。  
要介護認定資料を活用する場合は、申請書の「認定審査における要介護認定資料閲覧の同意」欄の署名を確認の上、長寿介護課において審査後、認定書を交付する。
- 4 原則として、申請があった場合は、「認定基準」に基づき、審査認定を行うが、審査認定できない場合は、「障害者控除対象者認定不能通知書」（様式第3号）により通知する。なお、申請者が承諾した場合は、通知書を省略し、口頭によることができる。
- 5 審査認定に際して、要介護認定資料は、主治医意見書の内容を優先し活用する。ただし、主治医意見書によって非該当となる場合に限り、一定の条件のもとで認定調査票の内容を活用する。
- 6 要介護認定資料は、申請年分の12月31日時点で有効な要介護認定の資料となったもの（有効期間内に12月31日を含むもの。以下同様）を活用し、前年分以前の認定書の交付申請があった場合及び対象者が12月31日以前に死亡している場合の取扱いは、次のとおりとする。
  - （1）前年分以前の認定書の交付申請があった場合は、原則として必要な年分の12月31日時点で有効な要介護認定資料を活用する。
  - （2）12月31日以前に死亡している場合は、死亡日時点で有効な要介護認定の資料となった要介護認定資料（有効期間内に死亡日を含むもの。）を活用する。
- 7 受理した申請書は、処理経過を明確にし、交付した認定書の写しとともに保管する。

8 「認定基準」に基づく条件に複数該当する場合の適用順位の考え方は、原則として「ねたきり高齢者」、「身体障害者に準ずる」、「知的障害者に準ずる」の順とし、具体的な認定の取扱いは次のとおりとする。

(1) 年齢要件の65歳以上については、認定書の対象となる年分の12月31日時点で満65歳に到達していることを要する。

(2) 「寝たきり者台帳」に基づく認定は、対象年分の「寝たきり者台帳」に登載されていることを要する。

(3) 以下の者については、特別障害者として認定する。

① 「寝たきり者台帳」の登載者は、障害理由(3)ねたきり高齢者として認定

② 要介護認定資料の主治医意見書(以下「意見書」という。)において、障害高齢者の日常生活自立度(以下「寝たきり度」という。)がB1以上に該当する者は、障害理由(2)身体障害者(1級, 2級)に準ずるものとして認定

③ 意見書において、寝たきり度がA2で、かつ認知症高齢者の日常生活自立度(以下「認知症度」という。)がM又はIVの者は、障害理由(1)知的障害者(重度)に準ずるものとして認定

④ 意見書において、寝たきり度がA1以下で、かつ認知症度がM又はIVの者は、障害理由(1)知的障害者(重度)に準ずるものとして認定

(4) 以下のものについては(普通)障害者として認定する。

① 意見書において、寝たきり度がA2で、かつ認知症度がⅢ以下の者は、障害理由(2)身体障害者(3級~6級)に準ずるものとして認定

② 意見書において、寝たきり度がA1以下で、かつ認知症度がⅢの者は、障害理由(1)知的障害者(軽度・中度)に準ずるものとして認定

③ 意見書において、寝たきり度がA1以下で、かつ認知症度がⅡ以下の者は、認定調査票の寝たきり度がA2以上であれば、障害理由(2)身体障害者(3級~6級)に準ずるものとして認定

④ 意見書において、寝たきり度がA1以下で、かつ認知症度がⅡ以下の者は、認定調査票の認知症度がⅢ以上であれば、障害理由(1)知的障害者(軽度・中度)に準ずるものとして認定

(5) 前項までにおいて該当しない者は、非該当と判断する。

(6) なお、要介護認定資料の内容の精査、調査員への確認あるいは社会福祉事務所による実地調査等により、明らかに認定基準のいずれかに該当すると認められたものについては、判断理由を明確にした上で、特例的に認定を行うことができる。

9 認定基準に基づき非該当となった場合は、「障害者控除対象者非該当認定通知書」(様式第4号)により通知する。なお、申請者が承諾した場合は、通知書を省略し、口頭によることができる。

10 申請者は、対象者に障害理由の変更又は消滅が生じた場合は、長寿介護課にその旨

を報告するとともに、交付済の認定書が変更又は不要となった場合は、交付済の認定書を長寿介護課に返却するものとする。

附 則

この要領は、平成19年2月21日から施行する。

この要領は、平成27年4月 1日から施行する。

別表「障害者控除対象者の認定基準」

障害者の範囲		認定基準	障害の程度	
			普通障害	特別障害
常に就床し、複雑な介護を要する者		寝たきり者台帳、又は要支援2以上のものについて「主治医意見書」の「障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）」をもとに認定する。		障害高齢者の日常生活自立度 B1, B2, C1, C2
精神や身体に障害のある65歳以上の者	知的障害に準ずる者	要支援2以上の人を対象に、「主治医意見書」及び「認定調査票」の「認知症高齢者の日常生活自立度」をもとに認定する。	認知症度 Ⅲ, Ⅲ a, Ⅲ b	認知症度 Ⅳ, M
	身体障害者に準ずる者		障害高齢者の日常生活自立度 A2	障害高齢者の日常生活自立度 B1, B2, C1, C2

【参考】

①障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）

ランク A	屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出できない。	A 2	外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている。
ランク B	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッドの上での生活が主体であるが、座位を保つ。	B 1	車いすに移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う。
		B 2	介助により車いすに移乗する。
ランク C	1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替えにおいて介助を要する。	C 1	自力で寝返りをうつ。
		C 2	自力で寝返りもうたない。

②認知症高齢者の日常生活自立度（認知症度）

Ⅲ	日常生活に支障を来たすような症状、行動や意思疎通の困難が見られ、介護を必要とする。
Ⅲ a	日中を中心として上記Ⅲの状態が見られる。
Ⅲ b	夜間を中心として上記Ⅲの状態が見られる。
Ⅳ	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。